

UJI ターン就職活動交通費支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、少子化や労働力需要のひっ迫を背景に県内企業の人材確保難が続く中、若年者に対し面接等の県内企業への就職活動等にかかる交通費を予算の範囲内において助成することにより、県内へのUJI ターン就職を促進することを目的とし、当該助成金の支給等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ下記のとおりとする。

- (1) UJI ターン就職 県外在住者が県内企業に就職をすること。
- (2) 県内企業 佐賀県内に就業場所を有する事業所
- (3) 佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議 佐賀県を含む産学官で構成する協議会
- (4) さがジョブナビ 佐賀県が運営する県内企業を紹介するウェブサイト

(助成対象者)

第3条 当事業への申込時点で、県外に在住している45歳未満（事業実施年度の4月1日時点）であり、かつ、さがジョブナビの登録会員である者を対象とする。なお、活動時点で中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に通う者は除く。

(助成対象となる活動)

第4条 事業実施年度中に行った、さがジョブナビに企業情報を公開している県内企業（公務員等は除く）への就職を目的とした、県内で行う次の各号に該当する活動を助成対象とする。

- (1) インターンシップ等就業体験
- (2) 企業が主催する企業説明会、合同企業説明会、業界研究セミナー、佐賀県が主催又は協力する就職関連イベント（県内企業との交流イベントを含む）
- (3) 適性試験、筆記試験、採用面接

2 前項の活動は、当該県内企業又は事務局が認める者の証明が得られるものに限る。

(助成対象となる経費)

第5条 申請者の住所地から第4条に掲げる活動の目的地までの、別表1に該当する経費を対象とする（国内の移動に限る）。ただし、企業、各種団体及び地方自治体その他公的支援機関等から助成を受けた経費、助成を予定されている経費については、対象外とする。

(助成金の額)

第6条 助成金は次の各号の区分（現住所）により、定額で助成する。ただし、要した経費の合計額が定額に満たない場合には、合計額の千円未満を切り捨てた金額を助成する。

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 北海道・東北・北陸・関東地方 | 30,000 円 |
| (2) 沖縄県 | 25,000 円 |
| (3) 中部・近畿・四国地方 | 20,000 円 |
| (4) 中国地方・宮崎県・鹿児島県 | 10,000 円 |
| (5) 大分県 | 7,000 円 |
| (6) 長崎県・熊本県 | 5,000 円 |
| (7) 福岡県 | 3,000 円 |

(助成金の交付回数)

第7条 助成金の交付は同一交付申請人につき、年度内3回までとする。

(助成金の申請方法)

第8条 助成金を申請する者は、別途定める各事業実施年度における「UJI ターン就職活動交通費支援事業 交付申請書」に必要事項を記入し、通帳の写し等の必要な書類を添付のうえ「UJI ターン就職活動交通費支援事業事務局（以下、事務局という。）」まで Web 上で申請すること

2 申請については、就職活動等の帰着日から起算して 30 日以内に行うものとする。なお、申請受付最終締切りは、就職活動等を行った年度の 3 月 21 日事務局着分までとする。

申請の流れについては要綱末尾に記載の図を参照。

3 申請者と振込先口座名義人が異なる場合は、別紙委任状を併せて提出すること。

(助成金交付申請書の受付)

第9条 事務局は、受け付けた申請の助成金額合計が予算額を超えると認められる場合、予算額に達した日の翌日から交付申請の受付を停止するとともに、予算額に達した日に受け付けた交付申請は、抽選により順を定め予算額の範囲内で受け付けるものとする。

(証拠書類の保管)

第10条 助成金を申請する者は、当該助成金の支給を受けるまでの間、要した経費に係る領収書その他証拠書類を保管しなければならない。

2 助成金を申請する者は、事務局が前項の証拠書類の提出を求める場合は、速やかにこれを提出しなければならない。

3 前項に規定する提出がされない場合は、助成金の支給は行わないものとする。

(助成金の支給)

第11条 事務局は、申請を受付けた場合は速やかに申請内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、予算の範囲内において認定後 2 週間以内に助成金の支給を行うものとする。

(認定の取消し等)

第12条 事務局は、支給対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の支給を取り消すことができる。

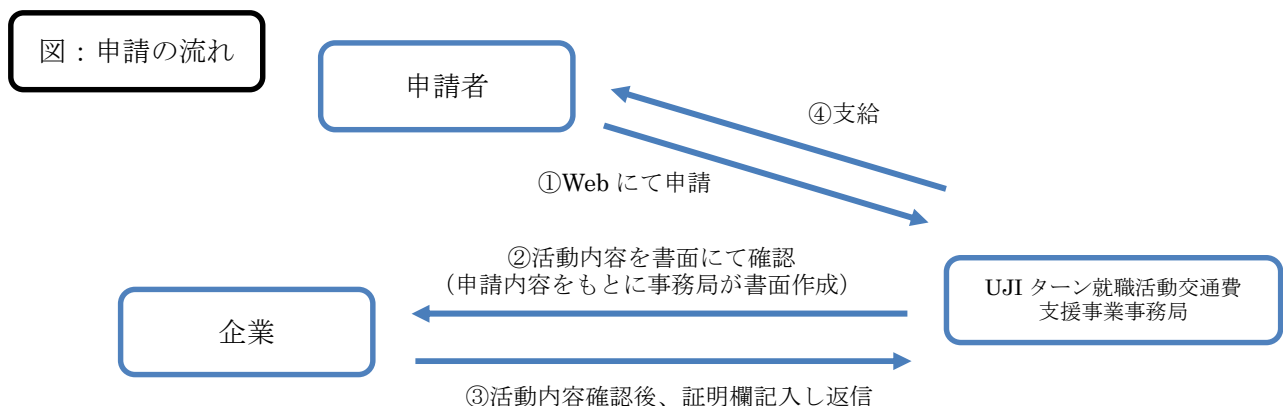
(1) 当要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、助成金支給の決定を受けたとき。

2 事務局は、前項の規定により助成金の支給の決定を取り消した場合において、既に助成金を支給しているときは、期限を定めて当該助成金の返還を命ずることができる。

(各種関連事業への協力)

第13条 第11条により支給を受けた者及びその者が就職活動等を行った企業は、事務局が実施する、採用状況等を調査するアンケートに協力しなければならない。



附則

- 1 この要綱は令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は令和3年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は令和4年12月1日から適用する。
- 4 この要綱は令和5年4月1日から適用する。
- 5 この要綱は令和5年6月5日から適用する。
- 6 この要綱は令和6年4月1日から適用する。
- 7 この要綱は令和8年4月1日から適用する。

別表1

助成となる経費	<ul style="list-style-type: none">・公共交通機関利用料金（新幹線グリーン車料金や飛行機プレミアムシート料金を除く。）・タクシー料金・パック旅行代金（公共交通機関移動と宿泊が一体となっている旅行商品）・宿泊費・LCC等格安航空における必要な座席指定料、手荷物料金・経済的かつ合理的な手配に必要な決済代行・コンビニ支払い等各種手数料
---------	--

※以下費用については対象外とする

- ・取消料及びキャンセル料
- ・ポイントで支払いされた料金